

これまでの主な経緯

	日 付	内 容
1	令和 5 年 11 月 21 日 (火)	12 月に予定されていた足立区選挙管理委員（以下「選挙管理委員」）の当該選挙に向けて、足立区議会（以下「区議会」）議員より「自治法で定める選挙権とは、区内に住所を有することが必要か」と足立区選挙管理委員会事務局（以下「区選管事務局」）に問合せがあった
2		<p>区選管事務局の職員が東京都選挙管理委員会事務局（以下「都選管事務局」）に、区の選挙管理委員を選任するにあたり、「区内に住所が必要かどうか」電話照会したところ、住所を有する必要はない旨の回答を受けた</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※関連項目として、下記 8 参照</p> <p>令和 6 年 1 月 31 日以降、区内部調査を行ったところ、上記の都選管事務局への電話照会の記録が一切残っていないことが判明。また、都選管事務局からは、区選管事務局から選挙管理委員の資格要件について、電話照会を受けたことも回答したことも記録・記憶が無いとの回答を得たことから、この電話照会は区職員の思い込みであったと考えられる。</p> </div>
3		<p>区選管事務局は、問合せがあった区議会議員に「自治法で定める選挙権とは国政選挙の選挙権を指しており、区内に住所を有する必要はない」と回答した</p> <p>以降複数の区議会議員から同様の問合せがあり、同じ回答をした</p>
4	12 月 20 日 (水)	区議会にて当該選挙が行われた
5	12 月 25 日 (月)	選挙管理委員を足立区選挙管理委員会規程により告示、古野香織氏が就任した
6	令和 6 年 1 月 24 日 (水)	<p>他自治体の選挙管理委員会事務局および区議会事務局から、「区内に住所を有しなくても、地方自治体の選挙管理委員に選任できるのか」と問合せがあり、区の見解を伝えた</p> <p>また、同選挙管理委員会事務局から再度連絡があり、都選管事務局は「区内に住所を有することが必要」との見解であると聞いたが、この時点では区選管事務局として疑義を持たなかった</p>

7	1月31日(水)	24日に問合せを受けた自治体の議員から、同様の質問を受けた当区の区議会議員より、区選管事務局に問合せがあった 区選管事務局の係長が、本件にかかる選挙権について、改めて都選管事務局に電話照会したところ、「選挙管理委員には当該所管する選挙の選挙権(区内に住所を有すること)が必要である」との回答があった
8		併せて、都選管事務局は、これ以前に区選管事務局から選挙管理委員の資格要件について照会を受けたことも回答したことも記録・記憶が無いとの回答があった
9		以降、上記2の記録(書面およびメールの履歴や電話の通話記録の電子記録)を内部調査したが、現時点では一切確認できていない
10	2月16日(金)	その後総務省に疑義照会をした結果、「自治法で定める選挙権とは、その属する自治体の議会の議員及び長の選挙権と解する。よって、失職となる」と回答があった
11	2月19日(月)	選挙管理委員 第1回打合せ(選挙権について)
12	2月27日(火)	選挙管理委員 第2回打合せ(選挙権について)
13	3月1日(金)	第5回足立区選挙管理委員会定例会